



# 在宅療養について

私どもたいようさんさん在宅クリニックは在宅療養支援診療所として厚生労働省に届出ております。

訪問診療には、具体的な医療行為に応じて医療保険や介護保険が適用されます。

施設入居者（施設入居者人数により金額は異なります。）

## ① 月に2回の医師による訪問診療を受けた場合（1割負担の場合）

・施設入所時医学総合管理料：医療保険（1回/月）	1,300円～3,600円
・在宅患者訪問診療料：医療保険（2回/月）	200円～830円×2回=400円～1,660円
・居宅療養管理指導費：介護保険（2回/月）	262円～292円×2回=524円～584円
・交通費	500円～1,000円×2回

1ヶ月あたり基本料金合計：3,224円～7,844円

## ② 夜間（21時）の緊急往診を1回を受けた場合

・再診料+往診料+夜間加算：医療保険（都度）	2,710円+①+交通費1回分
------------------------	-----------------

1ヶ月あたり合計：6,434円～11,554円

\*別に定める状態のような方は一部負担金が変わります。

### 1、以下の疾患等に罹患している状態

末期の悪性腫瘍、スモン、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病、後天性免疫不全症候群、脊髄損傷、真皮を超える褥瘡

### 2、以下の処置等を実施している状態

人工呼吸の使用、気管切開の管理、気管カニューレの使用、ドレーンチューブ又は留置カテーテルの使用、人工肛門・人口膀胱の管理、在宅自己腹膜還流の実施、在宅血液透析の実施、酸素療法、在宅中心静脈栄養法の実施、在宅成分栄養経管栄養法の実施、在宅自己導尿の実施、植込み型脳・脊髄電気刺激装置による疼痛管理、携帯型精密輸液ポンプによるプロスタグランジンI2製剤の投与

- 上記は現時点での目安となります。緊急往診の回数や特殊な医療機器の使用・処置などそれぞれに定められた医療保険点数を算定し、各種健康保険の負担割合に応じて自己負担額が決まります。
- 一部診断書は料金をいただく場合があります。
- 当院は院外処方を採用しておりますので、処方せんを発行した場合は保険薬局にて調剤料や薬剤料の窓口負担が発生致します。
- 自動振り替えは、システムの関係上初回診療からの2か月前後要します。
- ご不明な点がございましたら、お気軽にスタッフまでお問い合わせください。

2017年9月現在